

学校法人奈良大学 一般事業主行動計画

1. 【計画期間】 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

2. 【計画内容と対策】

目標1. 時間外勤務削減の取り組みの実施

<対策>

- ・各所属での時間外勤務を、業務の見直し等により適正化に努める。

目標2. 年次有給休暇の取得促進

<対策>

- ・義務となっている年間5日の取得以外に、計画的な年次有給休暇の取得を奨励する。

目標3. 教職員の仕事と家庭・育児の両立支援のための取り組みの実施

<対策>

- ・子が3歳に達するまでの育児休業の取得促進を図る。
- ・子の看護休暇（特別有給休暇）の柔軟な運用（時間単位の取得可能）を定着させる。
- ・育児休業職員の代替要員の確保や、育児休業職員が属する課等の業務の見直しを行い、これまで以上に育児休業が取得しやすい環境づくりを行う。
- ・コロナ禍で実施した在宅勤務の実績を踏まえ、一部、在宅勤務導入を検討。

学校法人奈良大学 女性活躍推進のための行動計画

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備し、また、男女ともに働きやすい職場を目指して、次のような行動計画を策定します。

(1)【計画期間】 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

(2)【取組】

<分野① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供>

取組1. 各職階に占める女性労働者の割合の引き上げ

令和4年1月～ 人事計画に際し、女性職員の役職者に占める割合を考慮した異動を行う。

<分野② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備>

取組2. 年次有給休暇の取得の促進

令和3年4月～ 年次有給休暇5日取得の義務化はすでに実施しており、今後は計画的に10日取得を奨励する。

取組3. 私傷病特別有給休暇取得の柔軟化

令和3年4月～ 私傷病による特別有給休暇は6カ月まで取得可能。原則として、連続しての取得としているが、がん対策基本法等も考慮し、通院日に取得できるようにした。さらに柔軟な運用を検討する。

取組4. 時間外勤務の適正化

令和3年4月～ 平均時間外勤務時間数に男女の差はほとんど無いが、改めて業務の適正化・効率化を検討する。

令和3年8月～ 時間外勤務の適正化に取り組む。

以上

女性の活躍推進に関する情報の公表

<分野① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供>

男女別の人数割合

- ・専任教育職員の男女の割合 男：97人(72%) 女：38人(28%)
- ・専任事務職員の男女の割合 男：32人(67%) 女：16人(33%)

<分野② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備>

男女別の平均勤続年数

- ・専任教育職員の平均勤続年数 男：12.7年 女：11.5年
- ・専任事務職員の平均勤続年数 男：23.0年 女：20.9年